

令和3年度 東京都特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

産業名	産業分類番号	特定(産業別)適用使用者数	特定(産業別)適用労働者数	備考
鉄鋼業	E22	353	6,409	令和2年度申出の基幹的労働者の範囲による(※1)
はん用機械器具、生産用機械器具製造業	E250の一部、252、2531、2532の一部、2533、2534、2596、2600の一部、2621の一部、2652、2693	879	11,232	令和2年度申出の基幹的労働者の範囲による(※2)
業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	E270の一部、273、274、2751、2752の一部、280の一部、2814、2832、2900の一部、291、2922、2929、293、2942、296、297、300の一部、3011、3012、3013、302、303、3200の一部、3231の一部、3297	3,424	48,509	
自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業、船用機関製造業、航空機 同附属品製造業	E310の一部、E311、E313、E314	580	29,786	令和2年度申出の基幹的労働者の範囲による(※3)

令和2年度 新設申出業種に係る特定最低賃金適用使用者数及び適用労働者数

電気機械器具、情報通信機械器具製造業	E280の一部、2814、2832、2900の一部、291、2922、2929、293、2942、296、297、3000の一部、3011、3012、3013、302、303	1,876	30,468	令和2年度申出の基幹的労働者の範囲による(※4)
--------------------	---	-------	--------	--------------------------

資料出所) 平成28年経済センサス-活動調査に基づく都道府県・産業・常雇・規模別事業所数及び労働者数表を基に、最低賃金実態調査結果を踏まえて推計

- ※1 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 ※2 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後2年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 ※3 次の者を除く (1)18歳未満又は65歳以上の者 (2)雇入れ後1年未満の者であって、技能習得中の者 (3)清掃又は片付けの業務に主として従事する者
 ※4 適用対象労働者は常用雇用労働者とする。具体的には、所定労働時間週20時間以上の者で、

- (1)契約期間の定めがなく雇用されている労働者
 (2)契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、過去1年を超える期間について引き続き雇用されている労働者
 (3)契約期間の定めがある労働者であって、その契約が反復更新され、雇入れの時から1年を超えて引き続き雇用されると見込まれる労働者
 ただし、次の者を除く。
 (1)18歳未満又は65歳以上の者。
 (2)雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中の者。
 (3)次に掲げる業務に主として従事する者。
 イ 清掃又は片付けの業務